

第一種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和4年12月23日をもって第一種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第50条の2第8項に規定する顧客取引の終了の方法並びに第一種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、終了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第50条の2第6項の規定により公告いたします。

令和4年11月18日

東京都千代田区神田神保町二丁目11番地

HCアセットマネジメント株式会社

代表取締役社長 森本 紀行